とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金FAQ (私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立特別支援学校幼稚部向け)【生活文化スポーツ局】

※私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園、私立特別支援学校幼稚部については、以下、「私立幼稚園等」とします。

	分類	質問	
1 事	事类概 要	「とうきょう すくわくプログラム」とは何でしょう か?	「とうきょう すくわくプログラム」とはすべての乳幼児の「伸びる・育つ(すくすく)」と「好奇心・探究心(わくわく)」を応援する幼保共通のプログラムです。令和5年度の実践協力園の実践を踏まえ、探究活動の工夫や子供の好奇心・探究心を高めるヒントを、具体的な活動事例とともに「とうきょう すくわくプログラム」として取りまとめました。下記に掲載しておりますので、ご参照ください。https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram
2 事	事業概要		乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするため、主体的・協働的な探究活動を通じて幼児教育・保育の充実を図る ことを目的としています。
3	架究活動	探究活動とは、どのような活動ですか?	各私立幼稚園等の環境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」など各私立幼稚園等が選択するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じて主体的・協働的に行う活動です。活動を通して何かができるようになる、といった結果や目的よりも、子供たちが自ら興味を持ち、夢中になって遊び、発見する過程を積み重ねることを重視しています。活動内容はあらかじめ決まっているものではなく、子供たちの興味関心をもとに自由に作り上げていくものです。各私立幼稚園等の環境や強み、下記に紹介している取組例等を参考にしながら、探究活動に取り組んでみてください。 (詳細は別紙「とうきょう すくわくプログラム」 https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogramをご参照ください。)
4 翔	架究活動	探究活動のプロセスを教えてください。	以下の①~⑤のプロセスが基本的な探究活動の流れとなります。 ①テーマを決める ②問いを考える ③環境をデザインする ④探究活動を実践し、記録する ⑤振り返る・共有する なお、上記プロセスのポイントは以下の通りです。 ✔ 各私立幼稚園等の環境や強みに応じたテーマを設定し、テーマに応じた素材や道具を準備することで子供たちが遊び込める環境を整えます。 ✔ 子供たちは、子供同士や教諭・保育者との関わりの中で、自ら興味をもって試し、考えながら「探究」を重ねていきます。 ✔ 教諭・保育者は子供の問いに対し、単に答えを与えるのではなく、声かけ等の関わりによって一緒に「探究」を深めていきます。また、活動を振り返り、子供の好奇心・探究心を更に促せるよう、探究活動のデザイン・実践を繰り返します。 (詳細は別紙「とうきょう すくわくプログラム」 https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogramをご参照ください。)
5 搊	罕究活動	全学年・全員を対象としなければならないのでしょうか?それとも、一部のクラスに対象を絞ってもよいのでしょうか?	私立幼稚園等の御事情に合わせ、一部のクラスのみを対象としても問題ありませんが、なるべく多くの子供達を 対象とするようご検討ください。
6 有		負担割合は、都で6年間の10/10補助なのでしょうか?	お見込みの通りです。
7 補	甫助金(予算)	1 施設あたりの上限額はいくらですか?	令和6年度は、1施設あたり150万円です。
8 補	浦助金(予算)	定額補助ではなく、取組にかかった費用の補助で しょうか?	定額補助ではありません。取組にかかった費用を、上限150万円の中で補助します。
9 補	浦助金(対象)	補助対象の施設を教えてください。	生活文化スポーツ局では、私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立特別支援学校幼稚部を対象としています。
10 補	甫助金(対象)	補助期間はいつまででしょうか?	令和6年度、7年度、8年度に開始した場合、採択年度から6年間補助します。 例1)令和6年度開始➡令和11年度までの6年間 例2)令和7年度開始➡令和12年度までの6年間 例3)令和8年度開始➡令和13年度までの6年間
11 補	甫助金(対象)	申請と報告は毎年度必要でしょうか?	単年度補助のため、毎年度交付申請書類と実績報告書類の提出が必要となります。
12 補	浦助金(対象)	一度始めたら、6年の間、毎年度実施する必要があ りますか?	6年間の間で補助を申請しない年度があっても問題ありませんが、可能な限り継続していただきたいと考えています。ただし、補助期間は開始年度から6年間であり、途中で申請しない年度があっても、開始年度から6年後で補助が終了となることに御注意ください。
13 補	浦助金(対象)	7年目以降はどうなるのでしょうか?	開始年度から6年間で補助は終了予定です。

		<u></u>	
14	補助金(対象)	各私立幼稚園等で雇う外部講師も対象となりますか?	各私立幼稚園等で雇う外部講師も補助の対象となります。 なお、各私立幼稚園等の教諭・保育者が主体性を持って関わることにより、探究活動の理解と取組を深めていく ことが目的であるため、保育者が関わらない場合、補助対象外となります。
15	補助金(対象)	委託事業により実施することも可能でしょうか?	可能ですが、各私立幼稚園等の教諭・保育者が主体性を持って関わることにより、探究活動の理解と取組を深めていくことが目的であることから、外部委託等により実施する場合でも、教諭・保育者が内容検討や活動に主体的に関わり知見を深めることが必要です。すべてを外部委託等で実施し、教諭・保育者が関わらない場合、補助対象外となります。
16	補助金(対象)	テーマは複数設定できますか?	複数のテーマを設定いただくことは可能ですが、それぞれのテーマに対し、一定程度(月を単位として複数月) 継続していただく必要があります。
17	補助金(対象)	補助対象となるテーマの例示はありますか?	各私立幼稚園等の環境や強みに応じたテーマ設定を御検討ください。令和5年度の実践協力園が取り組んだテーマの一例は、「光」「音」「自然との関わり」「表現」です。
18	補助金(対象)	プログラムは、教育の時間内に行うものでしょうか?時間外に行うものも含まれますか?	原則として、プログラムは教育の時間内に実施していただき、幼児教育の充実を目指していただくものとなります。
19	補助金(対象)	年に1回の取組も対象となりますか?	年に1回の取組は対象となりません。要綱に記載のとおり、「一定程度継続的(月を単位として複数月)」に行われる取組が対象となります。
20	補助金(対象)	対象となる取組の実施期間を教えてください。	【4月から対象となるケース】 令和6年3月14日に行った「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」の録画を視聴し、4月末までにアンケートに回答した上で、令和6年6月に行われる研修会を視聴し、アンケートに回答した場合は、令和6年4月1日からとなります。 【6月の研修会後から対象となるケース】 令和6月研修会動画を視聴し、期日までにアンケートに回答した場合は、令和6年6月の研修会動画配信日以降からとなります。
21	補助金(要件)	6月の研修会の開催形式をお教えください。	YouTubeにて収録済みの動画を配信予定です。配信日以降、いつでも御覧いただくことが可能です。
22	補助金(要件)	6月の研修会を見て、アンケートに回答するのは必 須でしょうか?	必須です。必ず私立幼稚園等に所属する職員が視聴の上、アンケートを御回答ください。 ※3月の「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」に参加し、4月末までにアンケートに回答した場合でも、6月の研修会の視聴は必須です。6月の研修会を視聴し、アンケートに漏れなく御回答ください。
23	補助金(要件)	6月の研修会を見て、アンケートに回答した場合、 何月から補助対象となりますか?	6月の研修会配信日以降が補助対象となります。 ※令和6年研修会配信日以降から令和7年3月31日の活動経費が対象となるため、領収書は同期間のものである必要があります。
24	補助金(要件)	3月の「令和5年度とうきょう すくわくプログラム 実践報告会」を視聴していませんが、4月から補助 対象とすることはできますか?	4月から対象とすることはできません。上限は年間150万円であり、開始月による差はないため、6月以降で実施してください。
25	補助金(要件)	アンケートは、私立幼稚園等ごとに回答が必要で しょうか?法人でまとめて回答してもよいでしょう か?	アンケートへの回答が補助の要件となっており、私立幼稚園等ごとに回答が必要です。
26	補助金(要件)	法人の事務担当者が見ればよいでしょうか?	各私立幼稚園等の活動を補助する趣旨のため、各私立幼稚園等に所属する職員の方にそれぞれ見ていただく必要があります。
27	補助金(要件)	アンケートの回答期限は、いつでしょうか?	配信日より1ヶ月程度、後となる予定です。研修会の御案内時に改めて御案内します。
28	補助金(要件)	既存の取組の中で、すでに探究を実践していれば、 既存の取組をすることで補助が出るという認識でよ いでしょうか?	既に各私立幼稚園等で行っている取組も、探究活動としての取組であれば対象となります。単に知識や技術を教えるというものではなく、教諭・保育者が活動の中で子供にどのように関わり、子供の探究を促せるかというプロセスを重視します。
29	補助金(問合せ)	問合せ先はどこでしょうか?	以下の通りとなります。 ・探究活動に関すること 東京都子供政策連携室企画調整部 電 話 03-5388-3812 ・交付申請から交付決定、所要資料等の手続きに関すること 生活文化スポーツ局私学部 電話 03-5388-3182 E MAIL S1121501@section.metro.tokyo.jp
30	補助金(対象)	対象経費の詳細を教えてください。	乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするため、主体的・協働的な探究活動を通じて幼児教育の充実を図ることを目的とし、「とうきょう すくわくプログラム」に基づき探求活動を実施するために必要な経費が対象となります。具体的には、以下の経費です。(要綱別表参照) 〈補助対象経費〉 給料手当(非常勤職員に対するもの)、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料、工事費
31	補助金(対象)	「給料手当」や「委託料」に私立幼稚園等の他の取 組等が含まれる場合、とうきょう すくわくプログラ ム分の対象経費はどのように考えればよいのでしょ うか?	按分等の方法により、とうきょう すくわくプログラムの探究活動に関わっていたということの証明をして頂ければ、対象となります。(例:見積書等に「とうきょう すくわくプログラム活動に従事」又は「とうきょう すくわくプログラム実施手当」等と記載) ※給料手当については、非常勤職員のみが対象となります。
	<u> </u>		

32	対象主体	個人立幼稚園等(旧102条園)も申請の対象となりますか。	個人立幼稚園等(旧102条園)も申請の対象となります。
33	補助要件	補助要件を教えてください。	以下のとおり実施することが要件となります。 ・研修会等の視聴 ・継続的な探究活動の実践 ・活動報告書等の作成とホームページ等での対外的な公表
34	他の補助金との 関係	経常費補助に申請した内容は申請できますか。	経常費補助における特別補助や施設型給付費における各種加算等、他の補助金の対象となっている取組については、対象とすることができません。
35	対象となる経費	令和6年度より前に締結した複数年度にわたる契約 の場合、対象となりますか。	令和6年度に係る部分のみ対象として構いません。 (例) 令和5年2月から令和6年12月までの委託契約の場合、実施対象期間(令和6年4月又は令和6年6月研修会動画配信日)から令和6年12月までの支払金額については対象となります。 ※実施対象期間はQA20を参照ください。
36	対象となる経費	補助対象となる物品を購入した際に、ポイントが付与されました。このポイントは、1ポイント=1円の割引に使用できるものです。この取扱いは、どのようにすればよいでしょうか。	左記の性質を持ったポイントを取得した場合は、補助対象経費から相当額を差し引くようにしてください。
37	交付申請	交付申請時にはどのような書類の提出が必要になり ますか。	現時点で、下記の書類の提出を依頼する予定です。 ・交付申請書(別記第1号様式) ・交付申請(別記第1号様式別紙2)に記載した内容の根拠書類(周知文書(パンフレット等)又は実施計画書等、実施内容がわかる書類の写しを提出してください) ・印鑑登録証明書(取得日については、追って連絡します。)
38	実績報告	実績報告時はどのような書類の提出が必要になりま すか。	現時点で、下記の書類の提出を依頼する予定です。 ・実績報告書(別記第2号様式) ・支払の事実が確認できる書類(領収書等) ・活動報告書等、実績報告(別記第2号様式別紙2)に記載した内容の根拠書類(園だより、保育日誌でも可能ですが、活動報告書の様式例に記載している項目を満たした書類をご提出ください。) ※取組実施後に作成したもの
39	実績報告	「実績報告(別記第2号様式別紙2)に記載した内容の根拠書類」とは具体的に何を提出すればよいでしょうか。	活動報告書等(園だより、保育日誌でも可能ですが、活動報告書の様式例に記載している項目を満たした書類をご提出ください。)取組を行ったことが分かる書類を提出してください。 「計画」や「予定」のみが記載されているものは根拠書類となりません。